

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成27年12月17日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

国 民 年 金 関 係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500289 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第 1500055 号

第1 結論

昭和 57 年 5 月から昭和 58 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 31 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 57 年 5 月から昭和 58 年 3 月まで

私は、昭和 57 年 5 月に会社を退職して、国民年金の加入手続を請求期間当時居住していた市の支所（当時）で行った。加入手続後、昭和 57 年 5 月分からの国民年金保険料は、当該支所の窓口で納付書により納付していた。

請求期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、会社を退職後、国民年金の加入手続を市の支所で行い、請求期間の国民年金保険料を、当該支所の窓口で納付書により納付していたと主張しているところ、i) 請求者の加入手続時期は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和 58 年 2 月頃と推認され、当該加入手続時点において、請求期間の保険料を現年度納付により納付することが可能であること、ii) 請求者が当該期間当時居住していた市の支所では、納付書による現年度保険料の収納が行われていたことが確認できることから、請求内容に特段不合理な点は認められない。

また、請求者は、請求期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められ、請求者が 11 か月と短期間である請求期間の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500326 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第 1500056 号

第 1 結論

昭和 56 年 8 月及び同年 9 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 28 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 56 年 8 月から同年 9 月まで

私は、会社を退職後の昭和 56 年 8 月頃に、区役所で厚生年金保険から国民年金への切替えに伴う加入手続を行った。請求期間の国民年金保険料の納付については、父親又は母親が、金融機関で納めたと思う。

未納がないように納めてきたにもかかわらず、請求期間が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料の納付について、父親又は母親が、金融機関で納めたと思うと述べているところ、請求者は、請求期間の前年までの同金融機関の発行した領収書を所持しており、同金融機関が、請求者が居住していた市の国民年金保険料の納付を取り扱う金融機関であることが確認できることから、請求内容に特段不合理な点は認められない。

また、i) 請求期間は、2か月と短期間であること、ii) 請求期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっていること、iii) 請求者の国民年金保険料の納付記録によると、請求者が保険料の納付を開始した昭和 49 年 4 月以降、請求期間を除き国民年金加入期間の保険料は全て納付済みとなっており、請求者及び当該期間の保険料の納付を行ったとするその父親又は母親の年金への関心及び保険料の納付意識は高かったことがうかがわれることから、請求者の父親又は母親が請求期間の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

さらに、請求者の特殊台帳によると、請求期間が属する昭和 56 年度の摘要欄には、年度切替後、過年度に未納があった場合に記載される納付書の発行に係る記載が無いことから、請求者の請求期間の保険料が昭和 56 年度中に現年度納付されていた可能性を否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500311 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第 1500057 号

第1 結論

昭和 57 年 5 月から昭和 58 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 30 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 57 年 5 月から昭和 58 年 3 月まで

私は、昭和 57 年 5 月に会社を退職したため、国民年金の加入手続を市役所で行った。加入手続後、国民年金保険料は、未納が発生しないように銀行の窓口又は口座振替で納付していたと思う。

請求期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料については、未納が発生しないように納付していたと主張しているところ、請求者の加入手続時期は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和 59 年 7 月ないし同年 8 月頃と推認されることから、当該加入手続時点において、請求期間の保険料を過年度納付により納付することが可能である上、当該期間直後の昭和 58 年 4 月から昭和 59 年 3 月までの期間の保険料は納付済みとなっていることが、請求者が当該期間当時居住していた市の国民年金被保険者名簿により確認できる。

また、前述の昭和 58 年 4 月から昭和 59 年 3 月までの国民年金加入期間が、当初は未納期間とされていたが、当該期間に係る市の国民年金被保険者名簿の納付記録により、平成 22 年 7 月になって納付済期間に訂正されており、請求期間当時における行政側の記録管理が適切に行われていなかつた可能性がある。

さらに、請求者は、国民年金の加入手続以降、請求期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料に未納は無いことから、保険料の納付意欲は高かったものと認められ、請求者が 11 か月と短期間である請求期間の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付し

ていたものと認められる。